

情報通信審議会 郵政政策部会（第8回）議事録

1 日 時

平成26年10月7日（火） 10時00分～10時54分

2 場 所

総務省 第1特別会議室（中央合同庁舎2号館8階）

3 出席者

(1)委員（敬称略）

村本 孜（部会長）、井手 秀樹（部会長代理）、井野 勢津子、中山 弘子（以上4名）

(2)臨時委員（敬称略）

及川 公子、関口 博正、山田 忠史（以上3名）

(3)総務省

（情報流通行政局郵政行政部）

武田 博之（郵政行政部長）、齋藤 晴加（企画課長）、山碕 良志（郵便課長）、
菱沼 宏之（貯金保険課長）、後藤 慎一（信書便事業課長）、
川野 真稔（国際企画室長）、松岡 幸治（郵政行政総合研究官）、
渡部 祐太（郵便課課長補佐）

(4)事務局

蒲生 孝（情報通信国際戦略局情報通信政策課管理室長）

4 議 題

特定信書便事業の業務範囲の見直し等の検討状況及び方向性（案）について

開 会

○村本部長 それでは、第8回郵政政策部会を開始いたします。本日は写真撮影の申出がありましたので、会議冒頭の部分を撮影いたします。ご出席の皆様におかれましては、あらかじめご了承くださいませよう、お願いいたします。

それでは、さっそく議事に入りたいと思いますけれども、本日は委員及び臨時委員8名中7名が出席されておりますので、定足数を満たしております。なお6月23日付けで、斎藤聖美委員が当部会の所属を外れておりますので、ご報告をさせていただきます。

最初に、前回の部会以降、総務省において人事異動があったと聞いておりますので、新たに着任された方のご紹介をお願いしたいと思います。

○蒲生室長 8月から事務局を担当しております、情報通信国際戦略局管理室長の蒲生です。それでは7月の人事異動で新たに着任しました総務省幹部をご紹介いたします。

武田郵政行政部長です。

○武田郵政行政部長 7月22日付けで郵政行政部長を拝命いたしました、武田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○蒲生室長 齋藤企画課長です。

○齋藤企画課長 企画課長の齋藤でございます。よろしくお願いいたします。

○蒲生室長 菱沼貯金保険課長です。

○菱沼貯金保険課長 貯金保険を担当しております、菱沼でございます。よろしくお願いいたします。

○蒲生室長 後藤信書便事業課長です。

○後藤信書便事業課長 後藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○蒲生室長 以上です。

○村本部長 ありがとうございました。

特定信書便事業の業務範囲の見直し等の検討状況及び方向性（案） について

○村本部長 それでは、さっそく議事を進めてまいります。本日は3月に中間答申をいたしました件に基づきまして、特定信書便事業の業務範囲の見直し等の検討状況及び方向性についての議論をしていただくこととなります。

それでは、まず事務局から資料に沿ってご説明していただきたいと思っております。

○山崎郵便課長 おはようございます。

資料8-1と8-2、2種類の資料をお配りしております。これに基づきまして、本日の議題であります、特定信書便事業の業務範囲の見直し等の検討状況及び方向性の案についてご説明いたします。

資料8-1の目次をご覧ください。最初に、3月にいただきました中間答申以降、総務省において検討してまいりました状況をご報告いたします。そのあとで、特定信書便事業の業務範囲の見直しの方向性について、最後に郵便・信書便市場活性化のための規制緩和の方向性について、その案をそれぞれご説明したいと思います。

2ページをご覧ください。3月の中間答申で、諮問事項のうち、郵便・信書便市場の活性化方策に関して、主に2つの提言をいただきました。1つが特定信書便事業の業務範囲の在り方といたしまして、3つある業務範囲の種類のうち、1号の大きさの基準と3号の料金の基準について、利用者の視点を踏まえるとともに、事業者から出された要望を考慮しながら、郵便のユニバーサルサービスに与える影響の検証を行ったうえで、見直しに向けて、総務省において具体的な検討に入るようにという点です。

2点目といたしまして、その他の活性化方策として、ICTとの融合や金融サービスとの連携など、新たな付加価値を生み出すような取り組みを事業者に対して期待するという点でございます。この中間答申での提言を踏まえまして、1点目の特定信書便事業の業務範囲の具体的な見直し方針、また2点目の活性化方策に関連いたしまして、事業者だけではなくて、われわれ行政の側でも、これに資する規制緩和等の措置について検討をいたしました。

3ページをご覧ください。特定信書便事業の業務範囲の見直しの重要な観点でございます、郵便のユニバーサルサービスに与える影響の検証について、その結果をご報告いたします。日本郵便株式会社の協力を得まして、2カ月ほどかけまして、調査内容のところがございますけれども、特定信書便事業の業務範囲を拡大した場合に与える影響を検証するため、主として信書を取り扱う1種、2種について、平成25年度1年間の収入を大きさ、料金の区分別に調査いたしました。

結果の概要が下のところでございます。まず左側ですが、大きさ区分別の郵便収入といたしまして、全体の収入が、一番下の行にあります1兆2,826億円。これが日本郵便の郵便に関する1年間の収入でございます。

この中で、これを大きさの区分に分けまして、一番上ですが、現行の特定信書便事業の1号の役務に相当する、3辺の長さの合計が90cm超のもの、これは、日本郵便株式会社は役務で取り扱っておりませんので、相当する収入は0、収入全体に占める割合も0%でございました。

少し小さめの、A3サイズの紙を折らずに送付可能となります、現行の一般信書便役務に義務がかかっております最大サイズに相当する73cm超としますと、73cmから90cmまでの範囲で相当する日本郵便の収入が19億円、収入全体に占める割合が0.15%でございました。

さらに小さくなりまして、A4サイズを折らずに送ることが可能となる49.3cm、角形3号封筒のサイズよりも大きなもの、これは、この上の19億円も含んでおりますが、全体で

相当する収入が1,589億円、全体に占める割合が12.4%という結果でございました。

次に、右下の料金区分別の郵便収入でございます。現行の特定信書便事業の3号役務の範囲であります1,000円超に相当する日本郵便の収入が、昨年度1年間で71億円、全体は1兆2,826億円で変わりませんので、これに占める比率が0.55%でございます。

以下、これを100円刻みで下げていった場合に相当する日本郵便の収入、それぞれの欄、例えば84億円のところには、その上の71億円も含んでおりますので、900円から1,000円までの範囲で言いますと、差し引き13億円程度、800円から1,000円までの範囲でいきますと、差し引き70億円程度というのが、日本郵便の相当する収入でございまして、100円刻みで、以下資料のとおりとなっております。

収入全体に占める割合が、現在の3号役務ですと0.55%であるのに対しまして、800円超ですと1.10%、500円超ですと3.91%という結果でございました。

4ページをご覧ください。一方、今回、業務範囲が拡大された場合に、実際にサービスを提供されることになる信書便事業者の皆さんに、5月から7月にかけて、書面及び個別のヒアリングによって調査を行いました。

結果の概要が下のところでございまして、まず1号役務に関しましては、A4サイズ程度を扱えるようにしてほしいという要望、また一般信書便役務の大きさ、長さ40cm・幅30cm・厚さ3cmを超える大きさのものを扱えるようにしてほしいという要望等がございました。

またお客様からの要望といたしまして、これは各事業者を通じて聴取したものですけれども、現在の大きさの基準では無駄なコストが発生する、あるいはゴミが増えて困るといったようなこと、業務効率化もあるので75cm程度に変更してほしいといったような要望がお客様から寄せられているということをお聞きしております。

3号役務に関しましては、少しご要望が分かれておりまして、500円程度まで下げてほしいという要望、それから日本郵便が提供されているレタックスとの価格競争や、お客様サービスの観点から800円程度まで下げてほしいという要望、一方で、現行の基準が適正であり、維持を希望するという要望がございました。お客様からの要望としては、高すぎる、もう少し下げてもらえないかという要望が寄せられていると聞いております。

そのほかの要望といたしまして、一番下ですけれども、例えば業務委託の認可に対する手続きを、もう少し簡素化してほしい、あるいは規制すべきところは、しっかり規制をしてほしい、国民や企業に対するPRが必要であるといったような要望がありました。

5ページ目以降は参考でございます。前回の部会以降、昨年度の数値が新しく加わっております。まず5ページは、種類別の郵便物数の推移でございます。平成25年度は、前年度に比べましてマイナス1.5ポイントということで、平成20年度から23年度にかけての3%台の減少に比べると、減少幅は少し小さくなっているということが言えると思います。種類別の物数、下に数字の表がございまして、一番右の平成25年度は、24年度と比較していただきますと、概ね全体の傾向を捉えて少し減少しておりますが、一番下の国際郵便、特に国際小包やEMSは、前年度に比べますと、顕著な増加を見ております。

6ページをご覧ください。5ページは物数でございまして、6ページは種類別の収支の状況

でございます。物数が減っておりますので、全体の売り上げも、それに伴ってだんだん減ってきておりますけれども、日本郵便の中で努力をされたと思いますが、売り上げの減少に見合う形で、費用も縮減されているということで、いずれも平成25年度、一番下の表ですけれども、営業損益上、黒字を計上されております。

種類別にご覧いただきますと、1種の封書は黒字が継続しておりますが、2種の葉書は前年度の黒字から若干の赤字に転換されているということでございます。

7ページをご覧ください。信書便事業の動向でございます。これも平成25年度の新しいデータが加わっております。参入事業者数は25年度末時点で412社と、400社を超えております。

下に引受通数、売り上げの数値がございますが、平成25年度、1,192万通、右側が売り上げですが115億円、いずれも前年度比約1割の増ということで、堅調に増加を見ております。下のグラフ、色分けがしてございますけれども、下の青いところが1号、真ん中の赤が2号、上の緑が3号でございます。全体の中で1号と3号の占める割合が増えているという傾向は変わっておりません。

9ページ目以降をご覧ください。具体的なこれらの検討結果を踏まえまして、今回ご議論いただこうと思っております、方向性の案でございます。まず「特定信書便の業務範囲の見直しについて」でございます。

9ページの上の枠の見直しの方向性というところをご覧ください。1号役務については、一般信書便役務に係る信書便物の大きさ、長さ、幅及び厚さがそれぞれ40cm、30cm、3cm以下と重複しない大きさの信書便物のうち、3辺の合計が73cmを超えるものを1号役務の範囲に追加し、その他のものは、将来、必要に応じ、追加を検討するというものです。重量については、大きさと相関関係がありますので、これについても一般信書便役務に係る信書便物の重量250g以下と重複しない重量のものについても、将来、追加を検討するというものです。

10ページをご覧ください。今、文字でご説明した内容を図にしたものでございます。横軸が大きさが3辺の合計、縦軸が重量でございます。現行の1号役務の範囲が、右上の白い部分ですね、90cm超かつ4kg超のところでございます。先ほどの73cmのところの説明をいたしました、一般信書便役務を行う場合に義務がかかっている範囲が、左側の濃いグレーのところでございます。73cm以下、それから250g以下でございます。

注を付しておりますけれども、一般信書便役務の義務がかかっておりますのは、三辺の合計ということではなくて、※印のところにありますとおり、長さ、幅及び厚さが、いずれも40cm以下、30cm以下、3cm以下のものについて義務がかかっております。

したがいまして、例えば長さ、幅はこれを下回るけれども、厚さが5cmと3cmを超えるようなもの、3辺の合計は73cmより小さいのですけれども、厚さが大きいものは一般信書便役務の対象から外れています。細かいところですけども、ちょっと違いがございます。

今回、1号役務の業務範囲に追加をしようというのが、「今回追加」と書いてございます、3辺の合計が73cmから90cmまでのところ。重さのところについては、「将来、必

要に応じ追加を検討」するということです。

3辺の合計が73cm以下であって、一般信書便役務の対象になっていない、長さ、幅、厚さのいずれかが、この一般信書便役務の基準を超えているもの、それについても、この重さの部分と同様に、「将来、必要に応じ追加を検討」するということを考えております。

9ページに戻っていただきまして、以上のような見直しの方向性、3辺の合計が73cmから90cmのものについて追加するという点について、若干の補足でございます。左下の郵便のユニバーサルサービスに与える影響といたしまして、冒頭でデータをご紹介いたしましたが、今回、追加をしようと考えております範囲と同じ大きさ、73cmから90cmまでの日本郵便における郵便物の状況ですけれども、昨年度1年間で約385万通、収入が19億円。郵便全体に占める割合は0.15%でございます。この数値からいたしまして、私どもといたしましては、今回、特定信書便事業者はこの範囲の取扱いを認めても、郵便のユニバーサルサービスの提供確保に支障を与えないと判断をしたところでございます。

一方で、信書便事業者の皆さんから、さらに要望がありました、例えばA4サイズのものについては、データで先ほどご紹介しましたが、日本郵便が取り扱っている同等の郵便物は、約6.6億通、収入が1,589億円、郵便全体に占める割合が12.4%ということで、仮にこの範囲まで認めた場合、郵便のユニバーサルサービスの提供の確保に重大な影響を与えると考えられたところでございます。

右側でございますが、一方、業務範囲を73cmから90cmまでの範囲について拡大した場合、現在、特定信書便事業者の皆さんの側では、1号役務において、全部で355社、年間で681万通、売上高が44億円でございます。これを73cmのところまで拡大した場合、A3サイズまでは入れられるというのはご紹介したとおりですけれども、これによって新たに、機械的な計算ですけれども、19億円分の市場が、特定信書便事業者の皆さんにとって、新たに参入可能となるということでございます。さらに事業者の皆さんが多様なサービスを提供することによって、新規需要の創出も期待したいと考えているところでございます。

以上が1号の関係でございます。

11ページをご覧ください。3号役務、高いサービスの業務範囲についての方針でございます。見直しの方向性にありまして、現行の1,000円超という基準を800円超まで引き下げるという案でございます。

左下のところでございます。郵便のユニバーサルサービスに与える影響といたしまして、先ほどの1号に対応する数字が、今回、800円超といたしますと、800円から1,000円までの範囲内で、日本郵便で扱われている郵便物822万通、収入が70億円でございます。収入全体に占める割合は0.55%でございます。同様に、仮に特定信書便事業者がこの範囲の取扱いを認めても、郵便のユニバーサルサービスの提供確保に支障は与えないものと判断したところでございます。

ちなみに既に範囲となっている3号役務の1,000円超の郵便物というのは、約560万通、71億円でございますので、現行の3号役務の範囲と今回800円まで引き下げた場合に追加される範囲というのは、大体同程度ということでございます。

上に戻っていただきまして、見直しの方向性の2つ目でございますが、料金の基準の引き下げにあたっては、利用者がサービスの品質低下等の不利益を被ることのないよう留意することです。先ほど信書便事業者の皆さんからの要望の中でご紹介しましたが、あまり無理な引き下げを行うと、サービス品質の低下が懸念されるということがございました。したがって、こうした留意点についても、この方向性の中に盛り込んでいきたいと考えております。

最後、3点目ですけれども、料金の基準については、今後、経済情勢の変化等を踏まえつつ、弾力的に見直していくことが必要という点です。

補足で、右下の業務範囲拡大による効果というところをご覧ください。3号の現在の参入事業者は全体で222者、年間の通数が442万通、売上高は68億円となっております。これを仮に、今回、方針で示しました800円超まで拡大した場合、現在の68億円扱われている市場に、日本郵便のみがこれまで扱っていた約70億円分の市場が加わって、参入可能ということになります。さらに事業者が多様なサービスを提供することによって、新規需要の創出も期待したいと考えております。

2点目ですが、サービス品質低下の懸念につきましては、具体的には、総務省において、各事業者の事業計画の遵守状況のチェックを徹底していきたい。あるいは事業者団体において、サービス品質の維持向上に向けた自主的な取り組みを進めていただきたいということを、現在想定しております。

方向性の2点目、後半です。13ページをご覧ください。各種の規制緩和の措置について、案をご説明いたします。13ページは、まず信書便事業に関するものでございます。3点ございます。

1点目が、現在信書便の約款について、個別に認可を受けていただく制度になっておりますが、各事業者、参入が進みまして、同じ内容の申請が多くなっていること、それから今日、お諮りしております業務範囲の拡大によって、新規の参入や、さらに約款変更の手続きが増えていくと思われまして、これらに迅速に対応できるようにするため、新たに今回、総務省において標準約款を作成いたしまして、これと同じ約款で事業を行う場合には、認可手続きを省略したいというふうに考えております。

補足でございますが、左下のところをご覧ください。信書便事業者の皆さん、実は、現実には信書便事業だけを行っているのではなくて、そのほかのいろいろな業務と兼営されていると伺っております。

順番が飛びますが、14ページをご覧ください。左側に参考で、信書便事業の参入事業者が営む主な事業をご紹介します。信書便事業者の大部分は貨物運送業を主な事業として営んでいらっしゃいます。そのほかにも警備業、障がい者福祉事業等々がございまして、このような状態にございます。

13ページに戻っていただきまして、左下のところですが、それら兼営することの多い貨物運送業の分野では、既に標準約款制度というのが導入されておまして、事業者の皆さんにはなじみがある制度だろうと思っております。これらを信書便の部分でも導入して、事務コストの軽減等のメリットを期待したいと考えております。

見直しの方向性の2点目でございます。現在、信書便事業者の皆さんが業務を自身で行わずに、外部に委託される場合には、個別にすべて認可を受けていただくことになっておりますが、今後、同種の業務委託を複数の者に反復継続して行う場合には、添付書類を省略するなど、手続きの簡素化を図りたいと思っております。これについては、同様の手続きをされている日本郵便の、郵便の業務についても、同様の簡素化を図りたいと考えております。

3点目でございますが、信書便事業の制度ができてから11年経ちましたが、想定になかったような、先ほどご紹介した多様な業態からの参入がございました。今回の業務範囲の拡大によって、この傾向はより強まることが想定されます。いわば、事前規制から事後規制に重点を移していくことになろうと思ひまして、今回、事業者の社会的信用の維持向上、事業の適正な実施の確保といった、事業の健全な発達のための、業界の自主的な取り組みを促す意味で、広報活動、講習会、利用者保護といった、信書便事業者団体の皆様の自主的な取り組みを促したいと考えております。

14ページをご覧ください。参考でございますが、信書便事業者団体として、現在、主なものとして一般社団法人信書便事業者協会がございまして、平成23年に設立されまして、昨年、一般社団法人に移行しております。資料の「目的」に掲げられた事業を行っていらっしゃいます。現在、会員数が73者ということで、まだ参入事業者全体の412者に比べると、一部の加入にとどまっておりますが、こうした団体の様々な取り組みを促していきたいということを想定しております。

最後に15ページ目でございますが、郵便部分、郵便料金の日本郵便に対する規制緩和の措置でございます。見直しの方向性の1点目でございますが、今日、ご紹介したような規制緩和によりまして、特定信書便事業者の皆さんのさらに活発な市場参入、あるいはデータのところでご紹介しましたが、国際宅配便の需要が増加しているということもございまして、様々な高付加価値サービスがいろいろな料金設定で提供されてきております。

これらについて、市場の動向をより迅速に反映した料金設定をできるようにするため、基礎的な信書送達を除いて、日本郵便の郵便料金の届出手続を、現在の事前届出から事後届出に緩和したいと考えております。

下に表がございまして、3つ種別がございまして、左が封書、葉書等の基礎的な信書送達、真ん中にありますが、特殊取り扱いのうち、郵便法上、提供義務のないもの、あるいは国際郵便のうち、左側の基礎的な部分を除くもの。この真ん中の部分について、現在、10日前までの事前届出になっている料金の届出手続を事後にしたいというものでございます。

右側の3種、4種については政策料金でございまして、認可制、これは変えないつもりでございます。

上の方向性の1つ目の後段のなお書きですけれども、この料金の水準について、国際郵便につきましても、現在、万国郵便条約等の国際約束が別途ございますので、これらに適合していることを、より確実に検証できるよう必要な措置を講ずることを併せて考えております。

最後に参考でございますが、現在、参入はございませんけれども、制度上、一般信書便事業者が、一般信書便物の送達役務に付加して行う、今、ご紹介した同等の役務についても、料金の

届出を緩和するというにしたいと考えております。

以上が、今日ご説明しました方向性でございます。ご審議いただきたいと思いますが、ご審議の上、ご了解いただけましたら、特定信書便事業の業務範囲の見直しと規制緩和の部分、今回の方向性につきまして、審議会として意見招請の手續にかけていただければ幸いです。

最後に、資料8-2をご覧ください。今後のスケジュール（案）でございます。本日が左側の10月7日、方向性の審議をいただき、パブリックコメントののち、また日程を調整させていただきたいと思いますが、11月末を目途に次回の会合を開きまして、今回の方向性の内容について、第2次中間答申という形でご提言をいただきたいと思っております。

諮問しておりますもう一点のユニバーサルサービスの確保方策の在り方に関しましては、3月の中間答申を受けまして、現在、事務局においてサービスの現状把握、コスト計算の作業を行っております。年明けぐらいから審議を再開して、来年7月の最終答申まで精力的なご審議をお願いしたいというところでございます。

以上でございます。

○村本部長 ありがとうございます。ただいまのご説明について、何かご質問等ございましたら、ご自由にご発言いただきたいと思っております。井手部会長代理、どうぞ。

○井手部会長代理 3ページに郵便のユニバーサルサービスに与える影響の検証とございますけれども、左側の73cm超で19億円、右側の800円超で70億円ということで、これでユニバーサルサービスに関して影響は軽微だということですが、平成27年3月の日本郵便の赤字が20億円という見通しが出ておりますけれども、そういう中で20億円、あるいは70億円というのは、私としてはそれなりに大きな額だと思うのですが、その19億円、あるいは70数億円というのが、全部、日本郵便から特定信書便事業者に奪われるという、そういう想定でよろしいのでしょうか。

○山崎郵便課長 今回の方向性で拡大する部分は、あくまで日本郵便と特定信書便事業者の競争下に置かれることになるというものとどまりますので、よいサービスを、よい価格、品質で提供されるほうが維持するということですので、日本郵便から自動的に取られていくという想定のものでは、まったくございません。

それから、先ほど日本郵便の利益の見通しの数字についてもご紹介がありましたけれども、ここに出てくる19億円とか70億円という数字は売り上げですので、ここからどれくらいの利益が逸失するか、するかしなかわかりませんが、に関して、売り上げの数字と、そこから出てくる利益の数字というのは、必ずしもイコールで比較すべき大きさの数字ではないということをお知らせさせていただきます。

○井手部会長代理 もう1点よろしいですか。その上で、この19億円、あるいは71億円という収入分を開放した場合に、日本郵便と特定信書便事業者の競争条件というのは、まったく同じと考えてよろしいのですか。例えば料金で、特定信書便の場合は、例えば相対でできるとか、あるいは料金について、多少柔軟性があるとか。そういう競争上のイコールフットイングというのは、確保されているのかという点についてはいかがですか。

○山碕郵便課長 料金については、特定信書便事業者の料金は、特に先ほどご紹介したような届出等の義務はありませんので、その意味では、完全にイコールフットイングになってない部分がございます。ただ、これは現在も、例えば3号役務の1,000円超のところについては、日本郵便も扱っていますし、特定信書便事業者も扱っています。既に競争環境下に置かれている領域があるわけですが、この3号と同じ関係が少し広がるというものでございます。

○井手部会長代理 特定信書便事業者は、相対もできるのですか。

○後藤信書便事業課長 可能です。

○井手部会長代理 相対で料金を割り引くということができるとは、

○後藤信書便事業課長 1号役務については可能です。3号役務については、1,000円以上ということであれば可能であろうかと思えます。信書便事業者の営業努力として、信書便法の規制の範囲内であれば、ご自由にやっていただけます。

○井手部会長代理 こだわるようですけど、大きさの区分の19億円について、競争上のイコールフットイングが確保されてないといけません。先ほどの図で行くと、重量も4kgから下げていくことを将来的に検討ということですから、やはり競争上のイコールフットイングというのを確保しないとユニバーサルサービスへの影響が出てくるのではないかという懸念が1つあります。それから、来年1月からユニバーサルサービスのコスト計算について審議しますが、いろいろ出てくるわけですから、その中でどのぐらいかというものもありますよね。

それとの見合いで、やっぱり新規特定信書便事業者の要望だけ聞いていると、どんどん取り扱う範囲が広がるというのは明らかですから、日本郵便からは、これに対して、何か要望とかいうのは出されているのですか。こういう拡大の方向性ということについて。

○山碕郵便課長 影響の検証結果をお聞きした関係もありますので、日本郵便には、今回の案は事前にご説明しております。公式な意見というのは、今後、パブリックコメントとして出てくるとは思います。影響がゼロではないものですから、いろいろご意見はあるとは思いますが、事前に全体の案というのはご説明しているところです。

○村本部会長 よろしいですか。他にいかがでしょうか。はい、どうぞ。

○山田臨時委員 今回の資料を見させていただきますと、例えば1号役務の場合、0.15%なのでユニバーサルサービスに影響は受けなくても、12.4%だとまずいということになっております。3号役務の場合についても、0.55%なので大丈夫ということで、数値的な根拠が与えられています。これをやっていくと、何%まで大丈夫なのかという議論になるように思います。結局のところ、何%まで大丈夫なのかという議論になったとき、どのように回答されるのだろうか、疑問に思います。

特に3号役務のほうですか、これは料金変動ですから、連続的に変化させることができるので、よりいっそう、どこまで下げられるのかということが問われるような気がします。そういう議論に持っていこうとされているのかどうかというのを、お伺いしたい。

○山碕郵便課長 今回、ここで示した0.15%とか、0.55%という数字は、あくまでも完全に日本郵便から、ほかの事業者に移行してしまった場合の影響の最大値ということでございまして、これは1つの目安だと思っています。

先ほど井手先生からお話にあったとおり、実際にこれを拡大したときに、どれくらい移行するというか、どれくらい影響があるかというのは、各者がどういうサービスを提供されるかということにかかってくると思いますので、必ずしも、今出てきている全体に占める割合が何%であるから、影響が出る、出ないということは、この数字をもって判断するものではなく、1つの目安とっております。

ただ、信書便事業は、11年制度を動かしてまいりまして、現在の範囲で言うと、かなり大ききさについても、料金についても、特定信書便事業者の側で、この基準いっぱいのところが必要が増えてきているというようなこともお聞きしておりますことも踏まえ、このくらいまでの範囲の拡大であれば、支障がゼロとは申し上げませんが、大きな支障がなく、ユニバーサルサービスは確保されるであろうということを判断したというものでございます。

○中山委員　よろしいですか。

○村本部長　はい。

○中山委員　今のお話ですと、今日出された案の範囲であれば、ユニバーサルサービスも確保できて、かつ、いわゆるすべての信書便事業者の方々の要望にも、ある程度応えられるという、そういった案である。事務局としては、そんなふうに考えていらっしゃるということですか。

○山崎郵便課長　はい、そのように判断しております。

○山田臨時委員　すみません。

○村本部長　はい、どうぞ。

○山田臨時委員　数値的根拠は、井手先生がおっしゃっていたような、いろいろ設定のもとでシミュレーションをして出されたほうが無難ではないかと思えます。

先ほどのご回答では、これは1つの数値的根拠ということなので、またそれとは違う数値的根拠として、いろいろなシナリオのもとでのシミュレーションをされて、どのようにユニバーサルサービスの提供確保に影響を与えるか調べられるのも1つの案に思えます。

○山崎郵便課長　ユニバーサルサービス全体の話は、冒頭ご紹介したとおり、コスト計算をやって、いろんなシミュレーションを試みようとしております。ユニバーサルサービス全体の議論というのは、その中で進めていくべきだと思いますし、していきたいと思っておりますが、一方で、委員の皆さん、ご承知のとおり、本件審議が、規制改革会議から信書便事業の見直しについて、一定の方向性を一定の期限までに出すようにというお話があったこともありまして、ユニバーサルサービス全体の議論に先立って、特定信書便事業の業務範囲については、この部分については先んじてやりたいというのが、事務局としての考えでございます。

○村本部長　私から何か申し上げるのはいけないのかもしれませんが、要するにユニバーサルサービスのコストがどれくらいであるかということが明確にならないと、山田臨時委員が言われたような問題も、きちんとは解決できないのだろうと思うのですね。

ただ、それを待っていたのでは答えが出せないということであれば、これくらいのところであれば、多分ユニバーサルコストの計算をしても、吸収可能ではないかというような判断をされたという理解なのだろうと思うのですけどね。

○井野委員　すみません。

○村本部長 はい、どうぞ。

○井野委員 私もちよっとわからないのですが、800円を選ばれた根拠ですとか、それでは何で700円ではないのか、600円ではないのか、500円ではないのかといったところに、どういう回答があるのかなというポイントと、今のところ、800円超であれば軽微であるということなのですが、例えば何年か後、時間が経っていった場合に、次はどのような議論になるのかという議論のフレームワークがまったく見えないのが、多分、今、非常にアンカンファタブルだというふうに、私は思います。ただ、今のところ800円で考えるというのでもいいとは思いますが、では今後の方向性はどうなっていくのかなというところが、ちょっと今見えない。そもそもの考え方のフレームワークのところだとは思いますが。

○山崎郵便課長 800円というのは、信書便事業者からの要望の中で、かなりの部分が500円、あるいは800円、あるいは1,000円のままというようなご意見で分かれていたのですが、具体的な着地点として800円程度というのを希望されたところが、結構多かったということが根拠でございます。

それから今後のフレームとしては、1号役務、3号役務ともに、将来、必要に応じ検討することになっておりますので、具体的な検討の場がこの郵政政策部会の場なのか、もうちょっと事務的なところなのかはわかりませんが、制度見直しを実際行われました後、現実にはどの程度、拡大した領域に参入が進んでいるのかということ、継続的に検証いたしまして、基準の見直しを不断に行えるような仕組みを、検討していきたいと思っております。

○井野委員 何かちょっと歯切れの悪いお話だと思うのですが、全体像がなくして、個別の、一部分だけを判断しろというのは、非常に難しいかなと私は思います。

ただ一方で、そういう業者さんからの希望が、今800円だということであれば、まずそれをスターティングポイントにして、今後、時期、タイミングを見ながらいろいろ検討していくというのはわかる部分はあるのですけれども、これぐらい時間をかけていろいろ考えていったあげく、将来的なフレームが見えないというのは、ちょっと私はアンカンファタブルだなというふうに思います。

○後藤信書便事業課長 よろしいでしょうか。

信書便事業者と日々接しております立場から申し上げますと、今回の改正は、信書便事業者から見ても、最大限広がっているということかと思えます。そこまで広がるかどうかは、今郵便課長が説明したとおり、今後の議論の中で、例えば73cmから90cmのどこに収まるのか。800円から1,000円のどこに行くのかというのが、今後の議論ということになりますので、信書便事業者側も800円より下げてくださいとは全然言っておりません。むしろ下げすぎないでくださいと言っております。

○井野委員 なるほど。

○後藤信書便事業課長 73cmよりも低いというお話しですが、これは信書便法制上、特定信書便物を一般信書便物と同様の73cmよりも小さくするというのはいないだろうということで、ぎりぎりの長さまで下げられておりますから、今回のご相談は、最大下げたとしてここです。今後どうなるかというのは、今後のご議論次第だと考えておりますので、ご理解いただけ

たらということでございます。

○井野委員　すると、今後は800円から下がることはないということによろしいですか。

○後藤信書便事業課長　ございません。

○井野委員　はい、わかりました。なるほど。

○井手部会長代理　よろしいですか。

○村本部長　はい。

○井手部会長代理　7ページに、信書便事業者の事業数とか市場の動向で、今の状況においても、市場規模というのは拡大していますよね。今の規制の中でも、これだけ拡大しているわけですが、今回、活性化と言ったときに、特定信書便事業の範囲を広げるといえるときに、やはり全体として市場が拡大をするということが必要で、単にパイの奪い合いで、日本郵便から、特定信書便事業者に移るといえるのであれば、何の規制緩和をしても活性化にはならないわけです。

そこで、新しいサービスが出てきたり、全体として市場規模が拡大したりするというのが、本来、規制緩和の目的だと思うので、そういう意味では、今まで、こういう特定信書便事業者は伸びてきたのですが、私の印象からすると、郵便とか信書便事業全体の市場規模はほとんど伸びていないような印象を持っているのですが、今後、これをやることによって、市場がかなり拡大するというふうに見ていらっしゃるのでしょうか。

○山崎郵便課長　確たる見込値を持っているわけではございませんけれども、今回拡大して、一定の領域がさらに競争環境下に置かれれば、サービスの品質の意味でも、サービスの種類の意味でも、いろいろなものが新しく出てくるのではないかと、期待しております。

○後藤信書便事業課長　補足をさせていただきますが、信書便事業者は日本郵便のパイを奪おうという発想はあまり持っておりません。日本郵便ができないことを、信書便事業者はやっているのだという意識が強いようでございます。

したがって、今回、十何億円という試算を出しておりますが、これを取りに行くというよりは、それぐらいの市場規模が、新たに信書便事業の対象にもなりうるのだという目安を持つ。ではそれに興味を、魅力を持つかどうか、そのための目安という観点がございます。

あと新たにどういう荷物が運べるようになりますかということは、私も日々ヒアリングする中で、まだ具体的には承知できておりませんが、少なくとも今まで3辺90cmの箱を作って、それで運んでおったというものが、今後は73cmで運べるとなれば、それを見て、一般の利用者が、ああ、そういうサービスだったら利用しようかなというふうに思われる、また、信書便事業者としても商談がしやすくなる。そういうことがあると聞いております。それを新サービスと呼ぶのか、今まであったサービスの、さらなるブラッシュアップしたものと言うべきなのか、そこはちょっと判断が分かれますが、いずれにしても、そういう効果があります。なお、信書便事業の実績は毎年1割ぐらい増加しております。この傾向でしばらく推移するのではないかと考えております。

○武田郵政行政部長　すみません。

○村本部長　はい、どうぞ。

○武田郵政行政部長 いろいろご心配いただいて申し訳ございません。

お手元の資料の10ページをご覧ください。この場でもご議論いただきまして、一般信書便役務、これについては参入要件が明確であり、現状で見直す必要はないという結論をいただいているところでございます。

まさに今、日本郵便は、この一般信書便役務に該当する部分の売上げが99%を超える、大宗を占めているわけでありまして、今回は信書便事業者のご意見も踏まえながら、この外縁部分で取り扱える範囲を広げることにより、日本郵便・信書便業者間でいろいろ創意工夫、競争し合いながら、さらに価値の高い新規サービスも展開できる可能性もあるのではないかと考えております。なかなか定量的に、このパーセンテージで大丈夫という言い方が難しいところではあるのですが、まずは一定の方向性を打ち出ささせていただきながら、日本郵便からのご意見、他の業者さん方からのご意見も踏まえながら、取れんできるものはさせていただきたいという趣旨でございまして、ご心配いただくのは当然だと思いますし、そういったコアの部分と外縁、周辺部分との関係というのを、ちょっと念頭に置いていただきながら、ぜひまた議論いただきたいと思います。

○村本部長 他にいかがでしょうか。

○関口臨時委員 ちょっとよろしいでしょうか。

○村本部長 はい、どうぞ。お願いします。

○関口臨時委員 最後の15ページですが、丸の後段のなお書きのところで、検証に続き、必要な措置を講じるという表現があるのですけれども、万国郵便条約等の約束の適合性の検証というものをもう少し具体的に、ご説明をいただければよろしいかと思うのですが。

○川野国際企画室長 はい、国際企画室長でございます。

こちらに万国郵便条約等の国際約束と書いてございますが、万国郵便条約の第6条で、料金は原則としてサービスの提供に必要な費用と関係を有するものでなければならない、費用とある程度見合ったような料金設定にならなければならないということが、条約上求められております。

ですので、全体として規制緩和の方向、料金設定の柔軟性というものを高めていきたいという方向は持っておりますけれども、国際約束でございますので、我々としては、この費用との関連性というものを、少なくとも事後的にはチェックするような仕組みが必要になろうかというふうに思っております。

現在、事前届出の際に一定の書類を出していただいておりますけど、これを仮に事後にした場合にも同じように、そういうことを確認できる書類を出していただくとか、あるいは一定の時期に、収支などをサービスごとに見るとか、そういった方策が考えられると思っております。

○関口臨時委員 ありがとうございます。

○村本部長 他にいかがでしょうか。

もしよろしければ、ただいまのご議論を踏まえまして、特定信書便事業の業務範囲の見直しの方向性について、いわゆるパブリックコメント、意見招請の手続きを取ることになると思いますので、具体的な手続きについて、事務局からお願いします。

○山碕郵便課長　しかるべく、事務局で審議会の名前において、手続きを取らせていただければと思います。

○村本部長　ということですので、ただいまのご議論を踏まえて意見招請を行いまして、その内容を踏まえて、特定信書便事業の業務範囲の見直し等を内容とする第2次中間答申案を策定し、審議いただくという段取りになると思いますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、今後のスケジュールについてお願ひします。これは先ほどの資料8-2ですね。

○山碕郵便課長　はい。資料8-2にありますとおり、11月末を目途に次回の会合を開催させていただきます。詳細は別途、事務局から個別にご連絡をさしあげます。

閉　　会

○村本部長　それでは、本日の審議は以上とさせていただきます。どうもありがとうございました。